

〒830-0003

福岡県久留米市東櫛原町 1 7 1 3

財団 太郎 様

令和 7 年 7 月 1 1 日

福岡市博多区吉塚本町 1 3 - 5 0

(福岡県吉塚合同庁舎 5 F)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

電話 092-641-7326

奨学金の返還について(通知)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記記載の奨学生が高等学校等在学中に受けられた貸与奨学金(支度金を含む。)の令和 7 年 7 月分返還義務額は、下記のとおりです。

つきましては、当月分の返還期限は 7 月 3 1 日までとなっておりますので、同封の振込用紙により、最寄りの銀行から返還金を振り込んでください(福岡銀行以外又は A T M からでも振り込むことができます)。

御承知のとおり、当財団の奨学金制度は、返還金で運営されています。したがって、返還が円滑に行われなければ、次代の奨学生に対する貸与に支障をきたすこととなりますので、今後とも、一人でも多くの方が奨学生として勉学に励むことができるよう、円滑な返還について御協力をお願いします。

なお、預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)を提出したにもかかわらず、この通知が届いた方は、口座振替の手続きは完了しておりませんので、同封の振込用紙により返還をお願いします。

記

奨学生氏名 財団 太郎

奨学生番号 12345678

令和 7 年 7 月 3 日現在

区分	支度金	奨学金	合計
返 還 総 額	100,000 円	1,080,000 円	1,180,000 円
返 還 済 額	37,700 円	406,800 円	444,500 円
返 還 残 額	62,300 円	673,200 円	735,500 円
滞 納 額	25,900 円	275,700 円	301,600 円
今回返還義務額	700 円	7,500 円	8,200 円

御不明な点は当財団へお問い合わせください。

(本書到達前に返還済の場合は、行き違いにつき御了承ください。)

※ 福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行での口座振替、銀行振込をご希望の方は、当財団までお問い合わせください。

※ 滞納額合計が 0 円の方につきましてはコンビニでの払込にも対応しておりますので、ご希望の方は当財団までお問い合わせください。ただし、手数料として 161 円(50,000 円以上の払込時は 361 円)を別途ご負担いただく必要がありますので、ご了承ください。また、滞納がある方につきましてはコンビニでの払込は対応しておりませんので御了承ください。